

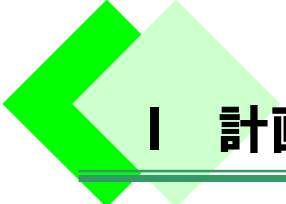
西東京市
第2次男女平等参画推進計画
(案)

平成 20 年 12 月

=目次=

総論	1
Ⅰ 計画を策定するにあたって	2
1 西東京市第2次男女平等参画推進計画策定の意義	2
2 計画の背景	3
①世界の動き	3
②日本の動き	4
③東京都の動き	5
④西東京市の状況	5
Ⅱ 計画の基本的考え方	8
1 計画の基本理念	8
2 計画の基本的立場	8
Ⅲ 計画の概要	9
1 計画の目的	9
2 計画の性格・位置づけ	9
3 計画の期間	9
Ⅳ 計画の体系	10
各論	13
“学び”で身につける男女平等	15
①男女平等の意識づくり	16
②家庭・地域・学校における男女平等教育・学習の推進	18
“家庭生活”を豊かにする男女平等	21
③家庭における男女平等参画促進	22
④子育てへの社会的支援の充実	24
⑤介護への社会的支援の充実	26
“働く場”で実践する男女平等	29
⑥働く場での男女平等参画促進	30
⑦ワーク・ライフ・バランスの実現	32
⑧多様な働き方を支援する環境の整備	34
“まちづくり”をすすめる男女平等	37
⑨政策・方針決定の場への女性の参画促進	38
⑩地域活動への男女平等参画促進	40
“人権”を守る男女平等	43
⑪相談体制の充実と支援	44
⑫女性をとりまくあらゆる暴力の防止	46
⑬性と生殖に関する健康支援	48
⑭援助を必要とするひとり親家庭等への支援	50
計画を着実にすすめる推進体制	53
⑮男女平等推進センターの充実	54
⑯庁内推進体制の整備	56
⑰庁内の男女平等の推進	58
⑱計画の進行管理	60

★総論★



I 計画を策定するにあたって

1 西東京市第2次男女平等参画推進計画策定の意義

西東京市は、一人ひとりが自分らしく自立し、いきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざして、2004（平成 16）年 3 月に策定した「西東京市男女平等参画推進計画」に基づき、さまざまな男女平等推進施策を実施してきました。その間、多くの成果をあげてきましたが 2008（平成 20）年に計画期間が満了することから、引き続き男女平等参画の考え方を広めていくため、「西東京市男女平等参画推進計画」を改定し、第2次の計画を策定します。

日本国憲法で個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、各種の法制度は概ね男女に平等になってきましたが、人々の意識や態度、制度や慣習の中には、固定的な家族像や男女の役割を反映したものが、今なお根強く残っており、女性はもとより男性にも生きにくい社会となっています。

また、少子高齢化の急速な進展や家族形態の多様化、グローバル化の進展など、経済・社会の大きな変化により、新しい課題が生じており、従来の制度では対応できない状況も生じています。社会や地域が今後も活力を維持し、発展していくためにも、性別や年齢にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することが大変重要です。

西東京市が今後も平和で暮らしやすいまちとなるため、第 1 次計画をふまえ、男女平等参画社会の実現をめざして、市民と行政がともに積極的に取り組む第 2 次男女平等参画推進計画を策定します。

2 計画の背景

① 世界の動き

国連では、1946 年に「婦人（女性）の地位委員会」をもうけ、世界の女性の地位向上にむけての取り組みをはじめました。1975 年が「国際婦人年」と定められ、1979 年には「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女性差別撤廃条約」という。）」が、1985 年には「婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ将来戦略）」が採択され、各国政府は自国での取り組みを約束しました。

その他、1994 年にカイロで開かれた「国際人口・開発会議」では、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）※」の考え方を打ち出した行動計画を採択しています。

1995 年には北京において「第 4 回世界女性会議」が開催され、「北京宣言」と 12 の重大問題領域と戦略目標を掲げた「行動綱領」が採択されました。この行動綱領では、男女平等の推進は「女性に特有の問題」としてだけではなく、男女を取り巻く問題（ジェンダー※の問題）として注目することの重要性を示しています。

さらに、2000 年にニューヨークで開催された国連特別総会「女性 2000 年会議」では、これまでの各国の取り組み状況を評価すると同時に、「ジェンダー平等の実現」という目標が掲げられています。

2005 年には、ニューヨークで第 49 回国連婦人の地位委員会（通称「北京＋10」）が開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しを行うとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議されました。

また、国連開発計画では、毎年、人間開発指数（Human Development Index: HDI）の各国における取り組みを評価する基準として発表しています。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じた性と生殖に関する課題は広くあるといわれている。

ジェンダー（社会的性別）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作られられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

② 日本の動き

日本では、1975（昭和 50）年に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」をつくり、総理府に「婦人問題担当室」を設置したのがはじまりです。

1985（昭和 60）年には、「女性差別撤廃条約」を批准しました。この条約の批准に向けて、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、家庭科の男女共修などをすすめました。その後も、育児・介護休業法が成立するなど、国際的な動きに合わせて国内整備がすすめられてきました。

1996（平成 8）年には、「男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。

そして、1999（平成 11）年に、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の日本社会を決定する最重要課題であると位置づけた「男女共同参画社会基本法」を制定しました。基本法にのっとり、2000（平成 12）年には「男女共同参画基本計画」を策定しました。

また、2000（平成 12）年には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が、2001（平成 13）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV*防止法）」が成立し、身近な人からの暴力や人権侵害が「私的な問題」から「社会的な問題」としてとらえられるようになりました。

さらに、2004（平成 16）年および 2007 年（平成 19）に、「DV防止法」、2005（平成 17）年に「育児・介護休業法」（一部）、2006（平成 18）年に「雇用機会均等法」をそれぞれ改正し、制度面での環境整備を進めてきました。

2005 年には「男女共同参画基本計画」を改定し、国際的にも取り組みが遅れている、政策・方針決定過程への女性の参画に対し、「2020 年までに指導的地位に占める女性の割合を 30%以上に」という目標を掲げ、参画拡大に取り組んでいます。このほか、女性のチャレンジ支援、仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し等に重点的に取り組んでいます。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

Domestic Violence を略して DV という。直訳すれば「家庭内の暴力」だが、日本で家庭内暴力というと、子どもが親に対して振るう暴力と取られがちのため、一般には「夫や恋人からの暴力」や「親しい間柄での暴力」と訳される。身体的な暴力だけではなく、精神的な暴力、性的な暴力なども含まれ、加害者にも被害者にも学歴や職業などの偏りはない。

③ 東京都の動き

東京都では、1976（昭和 51）年に「都民生活局婦人計画課」を設置し、男女平等の取り組みを開始しました。1978（昭和 53）年には初めての計画として「婦人問題解決のための東京都行動計画」を策定しました。

その後、さまざまな具体的な施策・事業をすすめ、また計画の改定を重ね、2000（平成 12）年に全国に先駆けて「東京都男女平等参画基本条例」を施行しました。2002（平成 14）年には、条例を踏まえ「男女平等参画のための東京都行動計画『チャンス&サポート東京プラン 2002』」を策定しました。

また、DV 防止法の改正により、2006（平成 18）年には「東京都配偶者等暴力対策基本計画」を策定し、暴力の未然防止をはじめ、被害者の保護から自立にいたる包括的な支援に取り組んでいます。

2007（平成 19）年には、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題へ対応するために、前計画を「仕事と生活の調和の推進」、「女性のチャレンジ支援の推進」を柱とした「男女平等参画のための東京都行動計画『チャンス&サポート東京プラン 2007』」に改定しました。雇用の分野における参画の促進、仕事と家庭・地域生活の調和の推進、配偶者等からの暴力の防止の3つを重点課題としています。

④ 西東京市の状況

西東京市は、2001（平成 13）年の合併以降、前身の田無市・保谷市での取り組みを継続・発展させ、市民と行政が協力して、男女平等情報誌「エガール」の企画・編集や、男女平等参画推進フォーラムの開催などをはじめとしたさまざまな事業に取り組んできました。2004（平成 16）年には「西東京市男女平等参画推進計画」を策定し、男女平等参画推進委員会では、施策の進捗状況等の実績評価を毎年実施し、着実な推進を目指しています。

2008（平成 20）年 4 月には、「男女平等推進センター パリテ」が「住吉会館 ルピナス」内に子ども総合支援センター、住吉老人福祉センターとともに開館しました。

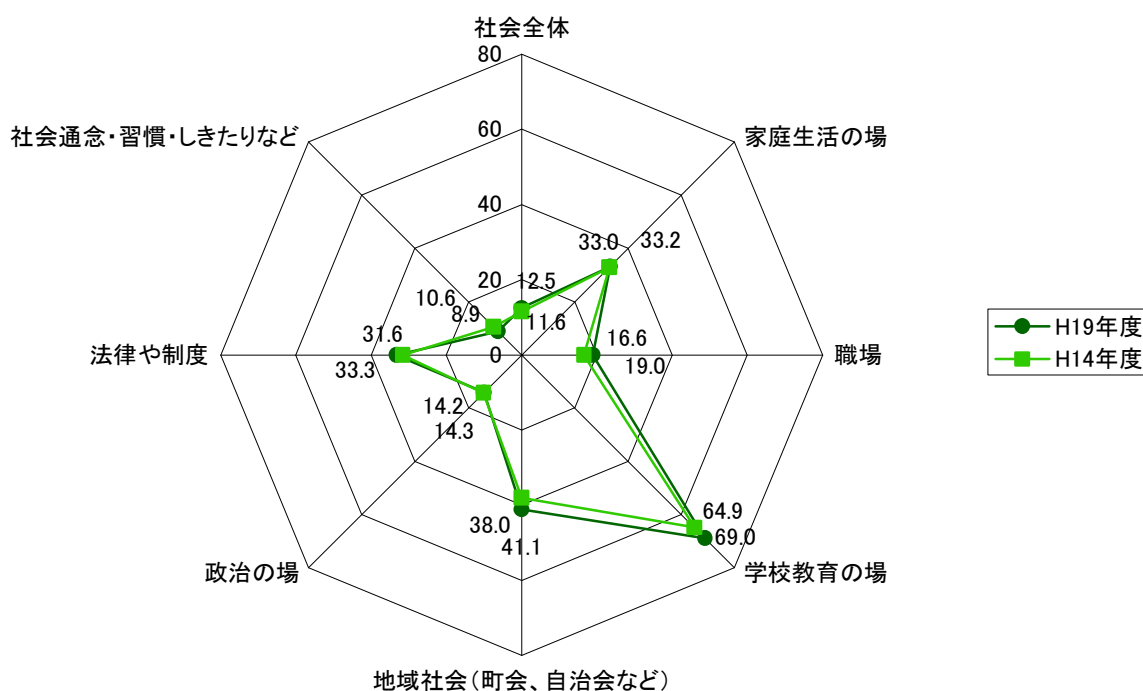
本計画を改定するにあたり 2007（平成 19）年には、「男女平等に関する西東京市民意識・実態調査（以下「男女平等市民意識調査」と略す）」を実施しました。西東京市民の男女平等に関する意識や実態として、その結果概要を取りまとめています。

＝男女の地位の平等感＝

男女の地位が平等になっていると思うか、さまざまな分野についてたずねたところ、「男女の地位は平等になっている」と答えている市民の割合は、学校教育の場では約7割とやや高いものの、そのほかの分野では低く、社会全体においても1割程度に留まっています。5年前の調査と比較すると、わずかに男女の地位の平等感は向上しています。

多くの場面で男性の方が優遇されていると感じている人が多いということがうかがえます。(16 頁参照)

■図1 男女の地位は平等になっていると感じている割合



＝就労状況＝

～女性の場合～

2007(平成 19)年実施「男女平等市民意識調査」の結果によると、西東京市の 20 歳以上 70 歳未満の女性のうち、6 割の人は働いています。

また、結婚している女性に限ってみた場合でも 6 割の人が仕事をもっています。しかし、育児や介護のために長期の休業制度を利用することが可能と答えたのは、働いている女性の 4 割弱に留まっています。働いている女性の約半数は自宅から 30 分以内のところが勤務場所ですが、約 2 割の女性は 1 時間以上かけて通勤しています。

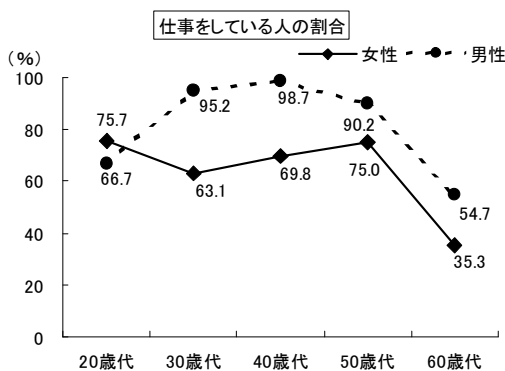
～男性の場合～

西東京市の 20 歳以上 70 歳未満の男性のうち、8 割強の人が仕事をもっており、正社員の割合は女性の約 2.5 倍です。育児や介護のために長期の休業制度を利用することが可能と答えたのは、働いている男性の 3 割強に留まっています。働いている男性の 4 割は自宅から 1 時間以上かけて通勤しており、30 分以内のところに勤めている人は、4 人に 1 人です。

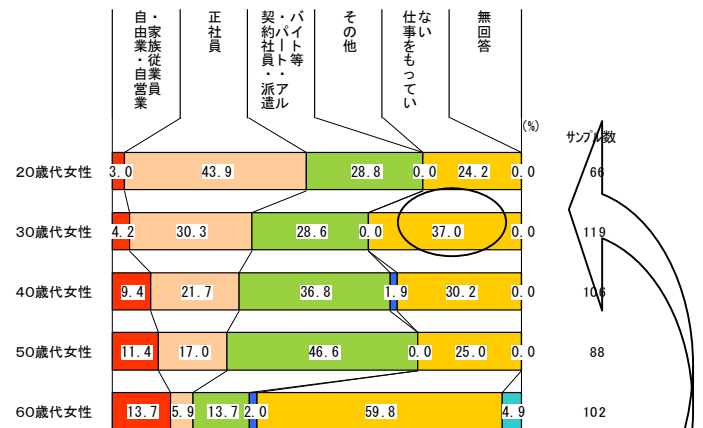
～育児と女性の就労～

20 歳代から 30 歳代にかけて、正社員で働く女性の割合は、3 割減し、仕事をもっていない人の割合は 4 割弱になります。40 歳代になると仕事を持っている人の割合は増えるものの、大半が「契約社員・派遣・パート・アルバイト等」です。30 歳代で仕事をしていない人にその理由をたずねると、7 割の人は「育児や介護を必要とする家族・親族がいるから」と答えており、育児や介護により仕事を中断している様子が見えます。

■図2 就労をめぐる状況

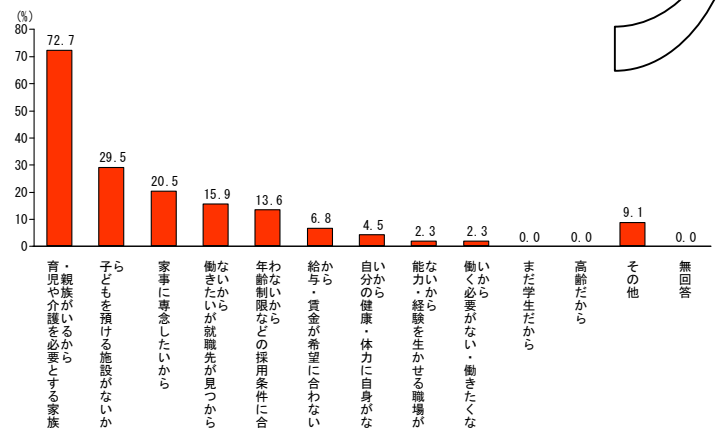


就業状況



30歳代女性 n=44

仕事をしていない理由(複数回答)



【資料出所】

西東京市「男女平等市民意識調査」(平成 19 年度)

＝女性の参画状況＝

西東京市においては、市議会議員に占める女性の割合 (26.7%) も審議会等の委員に占める女性の割合 (32.4%) も全国や東京都等に比べて、比較的高い状況にあります (平成 19 年 4 月現在)。

一方、市職員での男女比をみると、事務系において、女性は 5 人に 2 人の割合 (40.5%) であるのに対し、管理職に占める女性職員の割合は 1 割未満 (5.1%) となっています。



II 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

**一人ひとりが自分らしく自立し
いきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす**

- 私たちは、男女が性別により差別されることなく、人権を尊重する社会をめざします。
- 私たちは、自らの意思と責任により、多様な生き方の中から自分らしい生き方を選択することができる社会をめざします。
- 私たちは、子育てや介護、その他家庭生活に、男女が対等な立場で参画し、ともに責任を担う社会をめざします。
- 私たちは、仕事や地域活動などの社会生活に、男女が対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会をめざします。

2 計画の基本的立場

この計画は、すべての男女を施策の対象とし、性別により異なる扱いがされない社会をめざしています。一方、妊娠・出産に関する女性特有の機能について保護の対象とすることは、男女平等に反するものではなく、社会として必要なことと考えます。また、この計画では、差別の結果生じている男女間の格差を改善するためには、必要な範囲において男女のいずれか一方に対して、参画の機会を積極的に提供する必要があると考えます。



Ⅲ 計画の概要

1 計画の目的

この計画は、市が行う男女平等参画施策の基本方針を示すと同時に、男女平等参画社会実現のための直接的・間接的な取り組みを体系化し取りまとめ、その施策を推進することを目的とするものです。

2 計画の性格・位置づけ

- (1) この計画は、『男女共同参画社会基本法』に規定される「市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(第14条)」です。
- (2) この計画は、「西東京市総合計画」や「地域福祉計画」「子育て支援計画」などの関連する他計画と整合性を図りながら策定したものです。
- (3) この計画は、市の施策をすすめるための行政の計画であるとともに、市民と協働で取り組むことを前提とした計画です。
- (4) この計画は、学識経験者や公募の市民等で構成される「西東京市男女平等参画推進委員会」での検討を中心に、「男女平等市民意識調査」や「市民説明会」の意見などを踏まえ、策定したものです。
- (5) この計画は、取り組みの主な担当課を記載していますが、関連部課で連携をし、全庁的に取り組んでいくことを前提とします。
- (6) この計画は、市民参加のもと策定後の取り組みの実施・点検・評価を行い、実効性の確保に努めるものです。
- (7) この計画のうち、市の行政権限を越える課題については、国・都や関係機関、事業主等に対して、積極的に働きかけていきます。

3 計画の期間

この計画は、長期的視野にたち基本理念をかかげつつ、2009（平成21）年度～2013（平成25）年度までの5ヵ年の具体的取り組みを策定したものです。

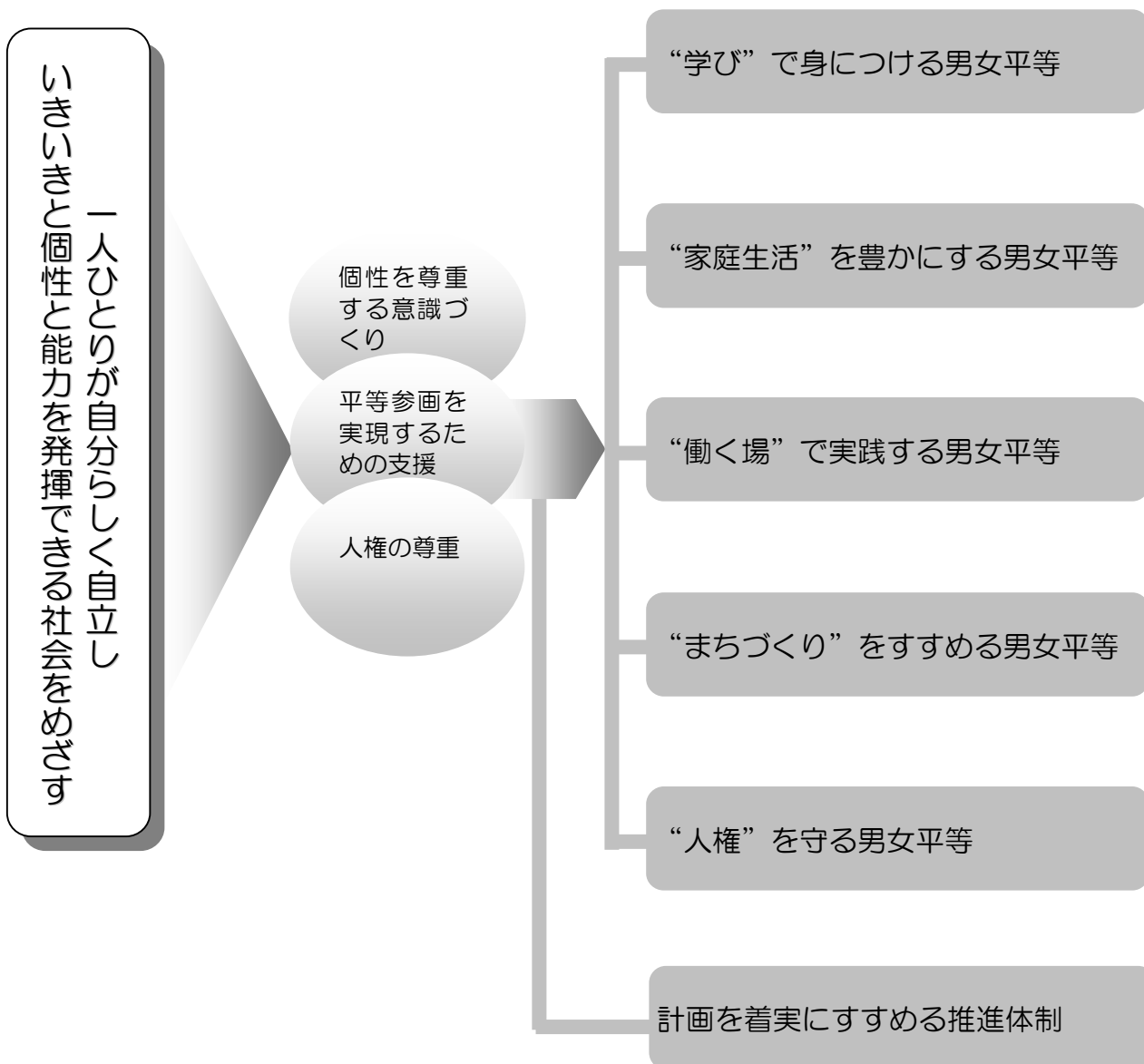
社会経済情勢の変化や国内外の動きなどに対応するため、必要に応じ随時見直しを行います。

IV 計画の体系

基本理念

取り組みの視点

取り組みの領域



取り組みの方向性

具体的施策

- | | | |
|-------------------------------|----------------|-------------------------------------|
| ①男女平等の意識づくり | ①-1 | 男女平等推進のための情報の提供・発信 |
| | ①-2 | 男女平等に関する学習機会の提供 |
| | ①-3 | 男女平等に関する調査研究の実施と活用 |
| ②家庭・地域・学校における男女
平等教育・学習の推進 | ②-1 | 男女平等に基づいた教育・学習の実施 |
| | ②-2 | 保護者・保育士・教員等の男女平等意識の醸成 |
| ③家庭における男女平等参画促進 | ③-1 | 男女の意識改革と生活技術取得への支援 |
| | ④-1 | 子育て支援サービスの充実 |
| ④子育てへの社会的支援の充実 | ④-2 | 地域での子育て支援の促進 |
| | ⑤-1 | 地域での支え合いのしくみづくり |
| ⑤介護への社会的支援の充実 | ⑤-2 | 介護サービスの充実 |
| | ⑥-1 | 女性の就労機会の拡大 |
| ⑥働く場での男女平等参画促進 | ⑥-2 | 職場における制度・慣行の見直し |
| | ⑥-3 | ポジティブ・アクションの推進 |
| | ⑥-4 | 女性農業者への支援 |
| | ⑦-1 | ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）
の意義の普及・啓発 |
| ⑦ワーク・ライフ・バランスの実現 | ⑦-2 | 労働時間短縮に向けた取り組み |
| | ⑦-3 | 育児・介護休業の取得促進 |
| | ⑧-1 | 均等待遇に基づく多様な働き方への支援 |
| ⑧多様な働き方を支援する環境の整備 | ⑧-2 | 女性の起業（企業・NPO）、自営業への支援 |
| | ⑨-1 | 審議会・委員会等への女性の積極的登用 |
| ⑨政策・方針決定の場への女性の参
画促進 | ⑨-2 | 人材に関する情報の収集と整備 |
| | ⑩-1 | 地域活動の意思決定場面への女性の参画推進 |
| | ⑩-2 | 地域活動等への男性の参加拡大 |
| | ⑩-3 | 男女平等参画の視点での市民活動団体との協働 |
| | ⑩-4 | 国際理解・国際交流の推進 |
| ⑩地域活動への男女平等参画促進 | ⑩-5 | 活動しやすい環境の整備 |
| | ⑪-1 | 相談の充実 |
| ⑪相談体制の充実と支援 | ⑪-2 | 相談員の資質の向上 |
| | ⑪-3 | 各種相談や関連機関との連携 |
| | ⑫-1 | ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援 |
| ⑫女性をとりまくあらゆる暴力の防
止 | ⑫-2 | セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等への適切な対応 |
| | ⑬-1 | からだと性に関する正確な情報の提供 |
| ⑬性と生殖に関する健康支援 | ⑬-2 | 女性専門医療の充実に向けた取り組み |
| | ⑭-1 | ひとり親家庭への支援 |
| ⑭援助を必要とするひとり親家庭等
への支援 | ⑭-2 | 高齢者への生活支援 |
| | ⑭-3 | 障がいのある人への支援 |
| | ⑮男女平等推進センターの充実 | ⑮-1 |
| ⑮-2 | | 学習機会の提供の充実 |
| ⑮-3 | | 情報機能の充実 |
| ⑮-4 | | 交流とネットワークの促進と支援 |
| ⑮-5 | | 横断的推進組織の確立 |
| ⑯庁内推進体制の整備 | ⑯-1 | 男女平等参画担当部署の調整機能強化 |
| | ⑯-2 | 国・都・NPO等関係機関との連携促進 |
| ⑰庁内の男女平等の推進 | ⑯-3 | 男女平等推進条例の検討 |
| | ⑯-4 | 苦情処理機関設置の検討 |
| ⑱計画の進行管理 | ⑯-5 | 職員の男女平等に関する理解促進 |
| | ⑰-1 | 市発行情物における男女平等の徹底 |
| | ⑰-2 | 管理的立場における女性職員の参画促進
および女性職域の拡大 |
| | ⑰-3 | 市民参画の恒常的推進組織による計画の
進行管理 |
| | ⑱-1 | |

★各論★

＜主な取り組みの区分について＞

【新規】 **！** ： 第２次計画から新たに計画に記載される取り組み

【継続】 **→** ： 第１次計画から継続して計画に記載される取り組み

【拡充】 **↗** ： 第２次計画で第１次計画より充実を図られる取り組み



“学び”で身につける男女平等



男女共同参画社会基本法の制定から 10 年が経過し、男女平等をめざした様々な法律や制度が整備されてきています。実際に様々な領域で女性が活躍する場面も増えていますが、このような社会の変化に対し、意識の面では依然として男女差別や固定的な性別役割分業意識は根強く残っており、「男女平等市民意識調査(平成 19 年度)」や「男女共同参画社会に関する世論調査(平成 19 年度内閣府調査)」においても、社会全体で男女の地位は平等になっていると答えた人の割合は西東京市民では 1 割台、国民全体では、2 割台と 5 年前の調査からほぼ変わりません。長い時間の中で形作られてきた意識は、時代とともに変わりつつあるものの、即座には変えられないので、法律や制度の整備とともに、教育を通じた男女平等参画の推進も欠かせません。

固定的な役割分業観にとらわれることなく、男性も女性も一人ひとりの個性と能力が発揮できる社会を実現するためには、市民の誰もが男女平等参画に関する認識を深められるよう、情報提供や学習機会の提供を積極的にすすめることが重要です。

また、若い世代においては、男女平等の考え方にもとづいた自立意識、職業意識が育まれるよう、男女平等教育を推進するとともに、子どもの成長にかかわる保護者・保育士・教員などの男女平等意識づくりを進めることが大切です。

性差別意識を変えていくために、学校・家庭・地域社会などあらゆる場で男女平等の意識づくりをめざす取り組みをすすめることが必要です。

1

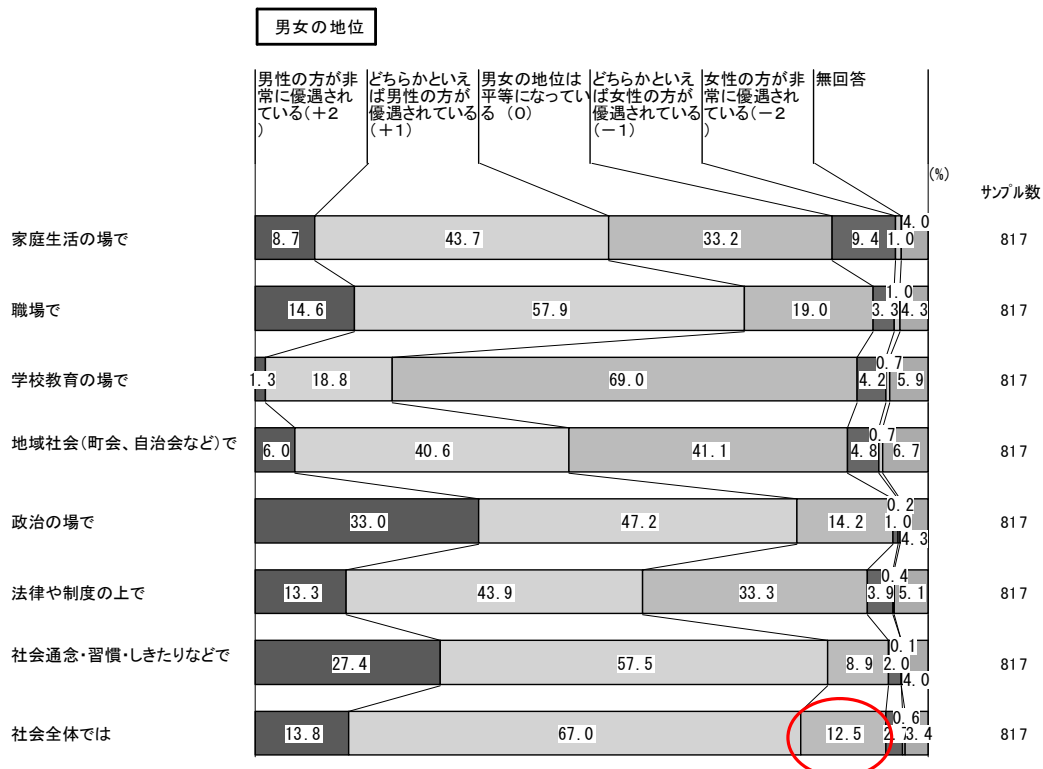
男女平等の意識づくり

男女平等参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女平等について理解する必要があります。そのため市では、多様な機会を活用して男女平等に関する情報の提供・発信を行います。また、生涯を通じてあらゆる場においてさまざまな学習機会を提供し、一人ひとりが個々の問題を整理して解決できるための支援を行います。

施策

- ①男女平等推進のための情報の提供・発信
- ②男女平等に関する学習機会の提供
- ③男女平等に関する調査研究の実施と活用

■男女平等感—社会全体で男女の地位が平等になっていると感じている人はわずか 1 割



資料：男女平等市民意識調査（平成 19 年度）

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
男女平等推進のための情報の提供・発信	多様な手段と機会をつかって、男女平等についての情報を提供します。情報誌や小冊子等の作成にあたっては、企画・運営を市民参画で行うなど、市民の視点を大切にし、共感を得られるよう取り組みます。	小冊子等の作成・配布	→	生活文化課
		市報・市ホームページでの啓発	↗	生活文化課 秘書広報課
		情報誌の作成・配布	↗	生活文化課
		音訳による声の情報提供	↗	図書館
		フォーラムの開催	↗	生活文化課
		パネル展の開催	↗	生活文化課
男女平等に関する学習機会の提供	個々の生活の中にある男女平等に関するさまざまな問題を整理し、解決につなげるための学習機会を提供します。また、資料の提供や自主的な学習会のために講師を紹介するなど、市民主体の学習を支援します。さらに、男女平等をめぐる日本以外の国々の様子や文化を理解する機会も提供します。	男女平等の視点にたった各種講座の開催 〔③にも掲載〕	↗	公民館 生活文化課 子ども家庭支援センター
		ミニシンポジウムや講演会などの開催	↗	生活文化課
		ジェンダーの視点に基づいた学習機会の提供と学習団体への支援	↗	生活文化課 公民館
		資料の収集と図書の貸し出し	↗	生活文化課 図書館
		市民の学習活動への支援（講師紹介・情報提供など）	→	生活文化課 社会教育課 公民館
		国際交流等行事の充実	↗	生活文化課
男女平等に関する調査研究の実施と活用	西東京市における審議会等への女性の参画状況について、毎年調査を行います。また、市職員の男女平等に関する意識調査も行います。	審議会等における女性の参画状況調査	→	生活文化課
		男女平等に関する各種データの整備と活用	↗	生活文化課
		市職員意識・実態調査の実施と活用	→	生活文化課

区分：新規= ！ 継続=→ 拡充= ↗ **太字**は重点的な取り組み

2

※

家庭・地域・学校における男女平等教育・学習の推進

男女平等がもっともすすんでいると考えられている教育の場でも、課題はまだ多く十分ではありません。

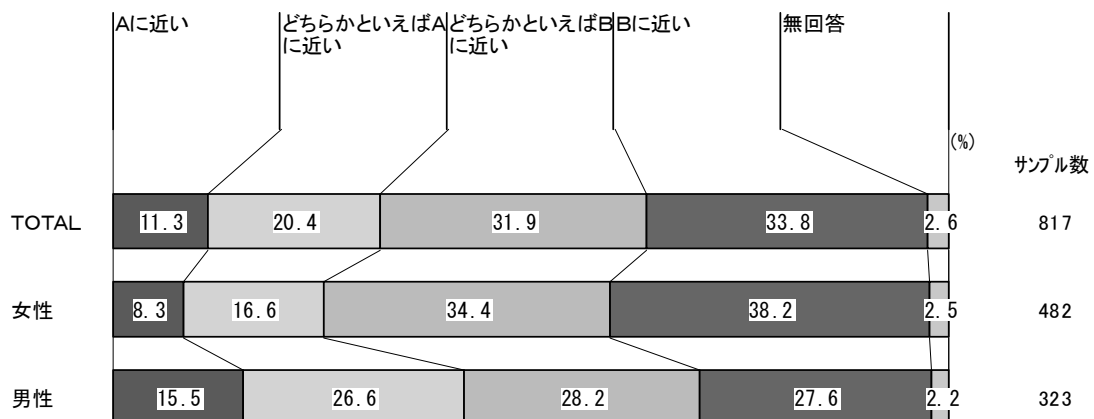
市ではこれまでの教育や学習を、ジェンダーの視点で再点検し、男女平等に即した教育・学習となるよう働きかけます。また、子どもの人格形成に大きな影響力をもつ、保護者・保育士・教員等に対し、男女平等意識の醸成を図ります。

～施策～

- ①男女平等に基づいた教育・学習の実施
- ②保護者・保育士・教員等の男女平等意識の醸成

■子育てする上での意識—性別より個性を尊重すると考えている人は全体の6割以上

A：女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよい
B：性別にとらわれず、一人ひとりの個性を尊重して育てる方がよい



資料：男女平等市民意識調査（平成19年度）

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
男女平等に基づいた教育・学習の実施	学校教育の中に男女性別役割を固定化したような活動や習慣がないか見直しをすすめます。また、家庭・学校・保育園・幼稚園などで男女平等に即した子育て・教育・保育がすすめられるように、関係図書を紹介や教材・教具・指導法の開発を進めます。	市立小・中学校での男女混合名簿実施	→	教育指導課
		固定的な性別役割にとらわれない進路指導の推進	↗	教育指導課
		発達に応じた性教育の充実 〔⑬にも掲載〕	↗	教育指導課 生活文化課
		市立小・中学校における家庭科の男女共修の実施	→	教育指導課
		男女平等に即した全教科の指導指針や各種教材の開発とその活用	→	教育指導課
		男女平等の視点をもった本・絵本・児童書の紹介	→	図書館 保育課 児童青少年課 生活文化課
		学童クラブ・保育園・幼稚園での生活指導のための指針作成と活用の働きかけ	→	保育課 児童青少年課
保護者・保育士・教員等の男女平等意識の醸成	教員や保育士等を対象とした男女平等研修を定期的に実施します。また、保護者向け情報誌の作成にあたっては、男女平等の視点を盛り込みます。	男女平等教育を推進するための教員の研修の充実	↗	教育指導課
		保育士等の意識啓発研修の実施	→	保育課 児童青少年課
		男女平等の視点にたった子育て情報誌の作成・配布	↗	子育て支援課

区分：新規＝！ 継続＝→ 拡充＝↗ **太字**は重点的な取り組み



“家庭生活”を豊かにする男女平等



男女がともにあらゆる分野に参画できる社会にしていくためには、家庭生活においても男女がバランスよく参画できる環境づくりが必要です。最近では、育児を積極的に担う男性も増えてきましたが、長時間労働や固定的役割分業意識から家事・育児・介護などの家庭責任の多くは女性が担っているというのが現状です。生涯を通じて充実した生活をおくれるようにするためには、仕事と家庭生活、地域活動などの両立が欠かせません。

育児や介護のために一旦仕事をやめる女性も多くみられますが、少子化・核家族化が進み、地域社会における人々の関わりが希薄になることなどにより、家庭内において、女性だけが育児や介護を行い、周囲の支援が得られない状況はさまざまな問題を引き起こす可能性があります。孤立感からストレスを高めてしまったり、過保護・過干渉、育児・介護放棄をまねくなどの悪影響が懸念されます。女性に偏りがちな家庭責任を男女でともに担う意識や生活技術の取得をすすめることが大切です。また、社会全体で子育てや介護を支える地域のネットワークづくりなども必要です。

どのライフステージにおいても自分らしく自立し、社会に参画できるよう、家庭生活における社会的支援をすすめることが求められています。

家庭生活を男女でともに支えるためには、働き方を見直す一方で、男性が家事・育児・介護にかかわるという意識を男女ともにもつことと、男性自身が生活力を身に付けていく必要があります。

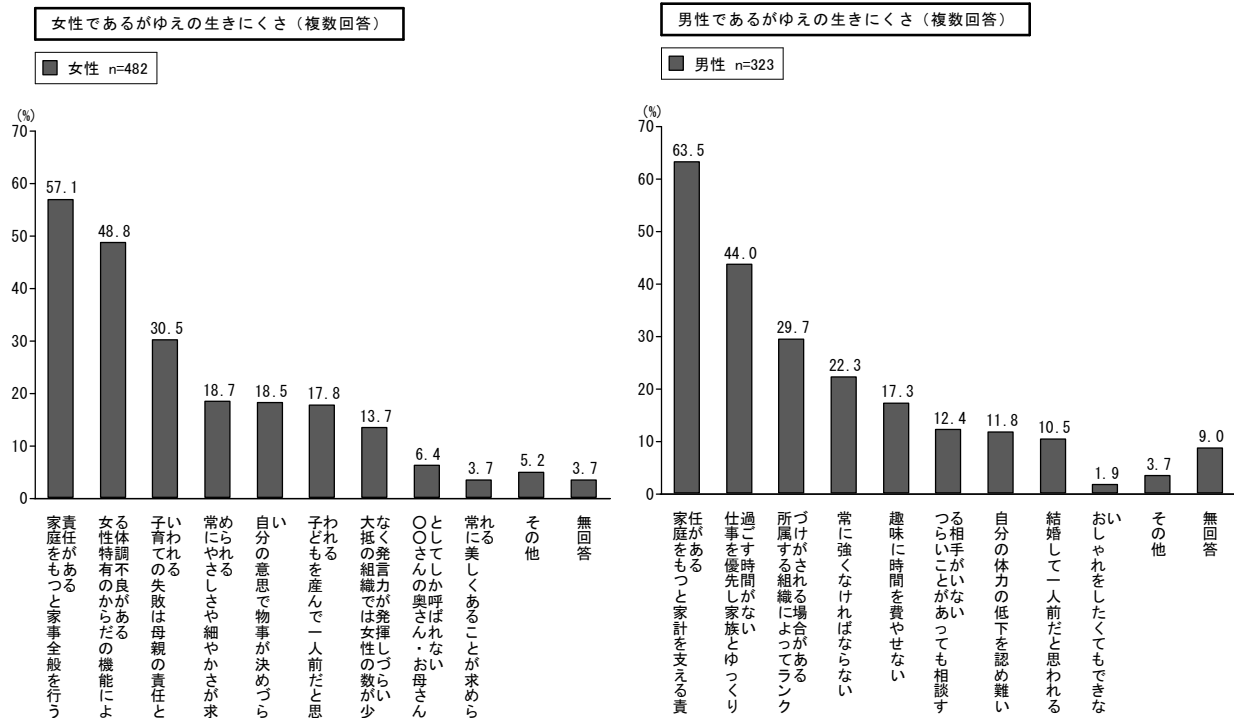
市は、気づきを促すきっかけとして、また技術取得の場として多様な講座等を開催し、機会の提供を行います。

～施策～

①男女の意識改革と生活技術取得への支援

■女性・男性であるがゆえの生きにくさ

—男性の4割以上は家族とゆっくり過ごす時間がないことを生きにくさと回答

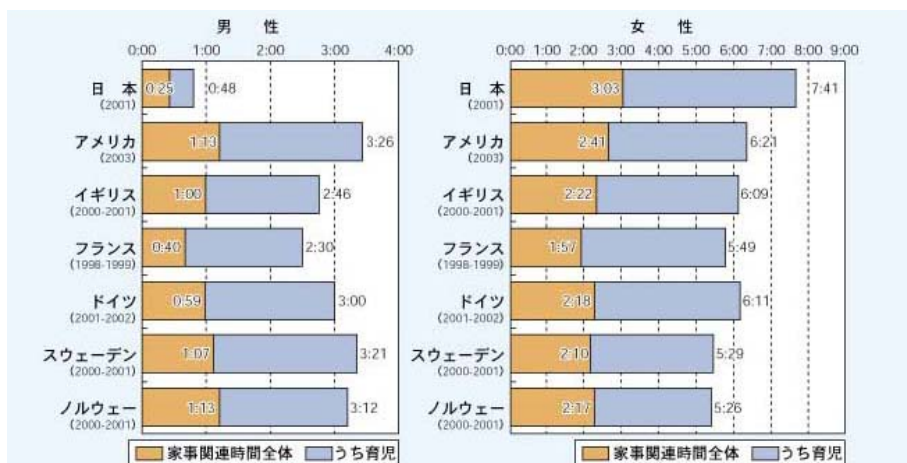


資料：男女平等市民意識調査（平成19年度）

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
男女の意識改革と生活技術取得への支援	男女が協力して家庭生活を支えるという意識をもち、実践できるよう、働き方や生活時間に配慮した各種講座等により、日常生活や育児・介護に必要な基礎的な技術を身に付けられるための支援をします。 また、固定的な役割にとらわれている男性が、自分自身を見直すための講座を開催したり、母子健康手帳の交付時等に父親向けの情報提供を行うなど、男性の気づきを促す取り組みを行います。	ファミリー学級の開催	↗	子ども家庭支援センター
		男性向け介護講座の開催	↗	高齢者支援課
		男性が日常生活の中で育児や家事・介護等に興味や関心を持つことができる講座の開催や情報の提供	↗	公民館
		男女平等の視点にたった各種講座の開催〔①にも掲載〕	↗	公民館 生活文化課
		男性の育児参加を促す啓発資料の作成・配布	↗	子ども家庭支援センター
		父親の育児休業の取得に向けた啓発	→	生活文化課 子ども家庭支援センター

区分：新規= ！ 継続=→ 拡充= ↗ **太字**は重点的な取り組み

■6歳未満児のいる男女の育児、家事関連時間



資料：Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S. "America Time-Use Survey Summary" (2004)、総務省「社会生活基本調査」(平成13年)
 注：各国調査で行われた調査から、家事関連時間（日本：「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計、アメリカ："Household activities", "Purchasing goods and services", "Caring for and helping household members", "Caring for and helping non-household members"の合計、欧州："Domestic Work"）と、その中の育児（Childcare）の時間を比較した。

資料：少子化社会白書（平成19年度）

4

子育てへの社会的支援の充実

子育ては男女ともに担い、地域や社会全体で支えていく必要があります。

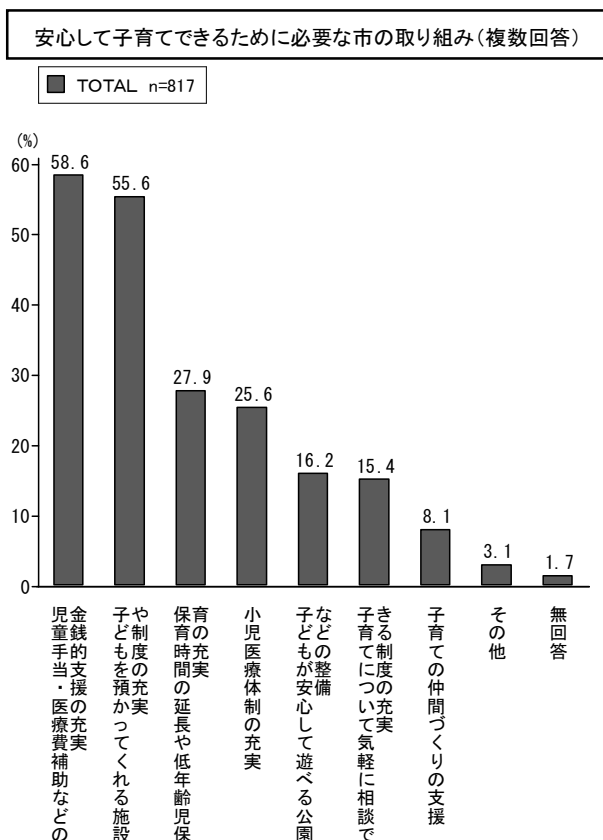
市では、仕事と子育ての両立支援をより一層充実させていきます。さらに、家庭で子育てをしている親等への支援を含めた子育て支援のサービスを充実させます。また、地域で支え合いうきみづくりや、子育て家庭同士のネットワークづくりへの支援をすすめます。

～施策～

①子育て支援サービスの充実

②地域での子育て支援の促進

■安心して子育てできるためには—児童手当・医療費補助などの金銭的支援の充実が望まれる



資料：男女平等市民意識調査（平成 19 年度）

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
子育て支援サービスの充実	保護者の就労の有無を問わず、多様な子育て支援ニーズに対応できるよう、質の高いサービスの充実を図ります。さらに、教育費負担を軽減するための施策の充実を国や都に要望するとともに、市独自の支援を実施します。	全戸訪問事業「こんにちは赤ちゃん事業」の実施	↗	子ども家庭支援センター
		保育園の入所枠拡充（特に0～3歳児）	↗	保育課
		認証保育所・保育室・家庭福祉員への支援の充実	→	保育課
		保育支援の拡充（「一時保育・緊急一時保育」「病後児保育」「学童クラブ」「障害児保育」等の充実）	↗	子育て支援課 保育課 児童青少年課
		ショートステイ※事業の実施および病児保育・休日保育の検討	→	子育て支援課 保育課 子ども家庭支援センター
		保護者の教育費負担軽減	→	子育て支援課 教育企画課
		児童手当、児童扶養手当、児童育成手当の充実の要望	→	子育て支援課
		奨学金制度の拡充	→	教育企画課
地域での子育て支援の促進	仕事と育児の両立や、家庭で子育てをしている親等への支援として、地域で子育てを支えあう環境づくりに努めます。活動環境が整っていない地域子育てグループの支援や、子どもたちを見守りながら応援していく地域のネットワークの構築を検討します。	ファミリー・サポート・センター※の充実	↗	子ども家庭支援センター
		子ども総合支援センターの充実	！	子ども家庭支援センター
		子育てサークルの育成と支援	↗	子ども家庭支援センター 公民館 児童青少年課
		子育てハンドブックの作成・配布	↗	子育て支援課
		保育付き講座の開催	↗	公民館 生活文化課
		一時保育など在宅児への保育サービスの実施	→	保育課
		児童館・学童クラブの充実	↗	児童青少年課

区分：新規＝ ！ 継続＝→ 拡充＝ ↗ **太字**は重点的な取り組み

ショートステイ

西東京市では児童養護施設に委託した短期宿泊型保育事業。

ファミリー・サポート・センター

市内在住の子どもを預けたい人と、子どもを預かりたい人が会員となり、会員間で相互援助を行う。センターはサポート会員の養成や会員間のコーディネート等を行う。

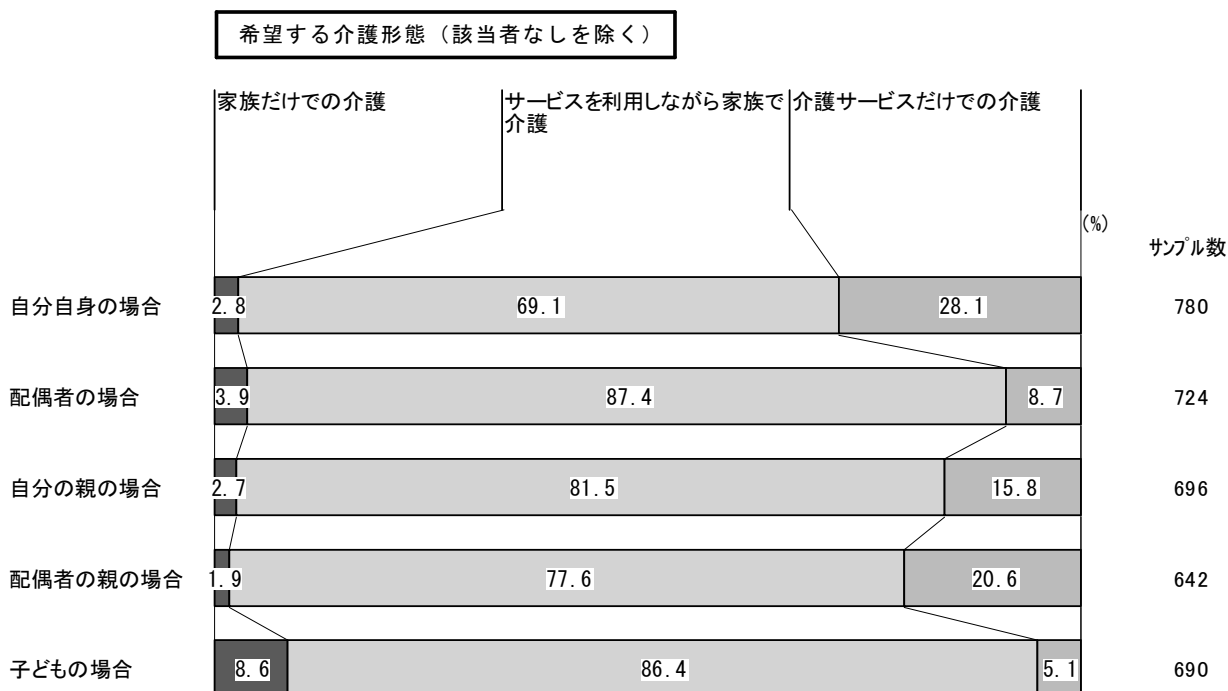
高齢社会を迎え、地域でひとり暮らしをしている高齢者が増えると同時に、介護を必要とする人が増加する中で、家族の介護負担が大きな問題となっています。特に、「妻・娘・嫁」といった女性の負担が大きくなっています。

市では、高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするため、地域での支えあいのしくみづくりをすすめると同時に、介護サービス基盤の充実を図ります。

～施策～

- ①地域での支え合いのしくみづくり
- ②介護サービスの充実

■希望する介護の形態は—介護を家族だけだと思っている人はわずか。サービス利用希望が多い。



資料：男女平等市民意識調査（平成19年度）

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
地域での支え合いのしくみづくり	ひとり暮らし高齢者の見守りも含め、介護を家族だけで支える社会から、地域全体が互いに支え合っていく社会とするために、性別や年代にかかわらず、さまざまな市民の出会いや交流を図ります。活動拠点・ネットワークの形成、NPO等との協働の促進のしくみづくりをすすめます。	福祉情報総合ネットワークの構築	↗	生活福祉課
		地域での福祉にかかわる相談・情報提供体制の充実	↗	生活福祉課 高齢者支援課
		地域のささえあいネットワークの形成	↗	高齢者支援課
		地域福祉をすすめるための活動拠点の整備・確保の推進	↗	生活福祉課 高齢者支援課
		NPOやボランティア、市民活動団体等との協働の推進	↗	企画政策課
		地域福祉を担うための人材の育成	↗	生活福祉課
介護サービスの充実	高齢者や介護者のニーズに基づいて必要な介護保険給付サービスを着実に提供できるようにするとともに、独居・高齢者世帯の支援等、市独自のサービスについてもさらなる充実を図ります。また、第三者評価等を通じて、介護サービスの質の維持・向上を図ります。	介護サービス及びサービス提供事業者に関する情報公開の推進	↗	高齢者支援課
		家庭における介護者・家族の負担軽減のための取り組みの充実	↗	高齢者支援課
		多様な主体による効果的・効率的なサービス提供の促進	↗	高齢者支援課
		福祉サービス第三者評価システムの活用促進	↗	生活福祉課
		行政、社会福祉協議会、介護保険事業者、ケアマネジャー等の連携の強化	↗	高齢者支援課 福祉部関係各課
		専門的な苦情相談窓口の充実	↗	高齢者支援課

区分：新規＝！ 継続＝→ 拡充＝↗ **太字**は重点的な取り組み

“働く場”で実践する男女平等

男女が対等に働ける環境の整備として、男女雇用機会均等法が改正されるなど、制度面の充実は進んできています。しかし、近年、非正規雇用者の割合は高まっており、正規雇用者との賃金格差は拡大してきています。非正規雇用者の多くは女性であることから、賃金格差の是正など、事業者・経営者の理解を深め、協力を得ていくことが不可欠です。働く環境が厳しさを増していることから、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの増加が懸念され対策が望まれます。

意識の面でも採用や待遇、昇進・昇格など就業の場での不平等を感じる市民は依然として多く、「男女平等市民意識調査（平成 19 年度）」においても、職場で男女の地位は平等になっていると答えた市民の割合は 19.0%に過ぎません。

西東京市では、出産・育児を契機に一旦仕事を離れ、子育てが一段落してからパートなどに再就職する女性の割合が高く、子育て後の再就職のための技術取得等の訓練や、雇用の場の拡大が望まれています。

加えて、人口減少や少子高齢化により、地域社会の担い手として、男女ともにその能力を社会に発揮することの重要性が高まってきていることから、仕事と生活の調和の実現への注目が高まっています。ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を進め、その実現に向けて、労働時間の短縮や育児・介護休業制度の普及・啓発をすすめることが必要です。

また、ライフステージの変化などに応じた柔軟な働き方などを支援していくための環境の整備も求められています。

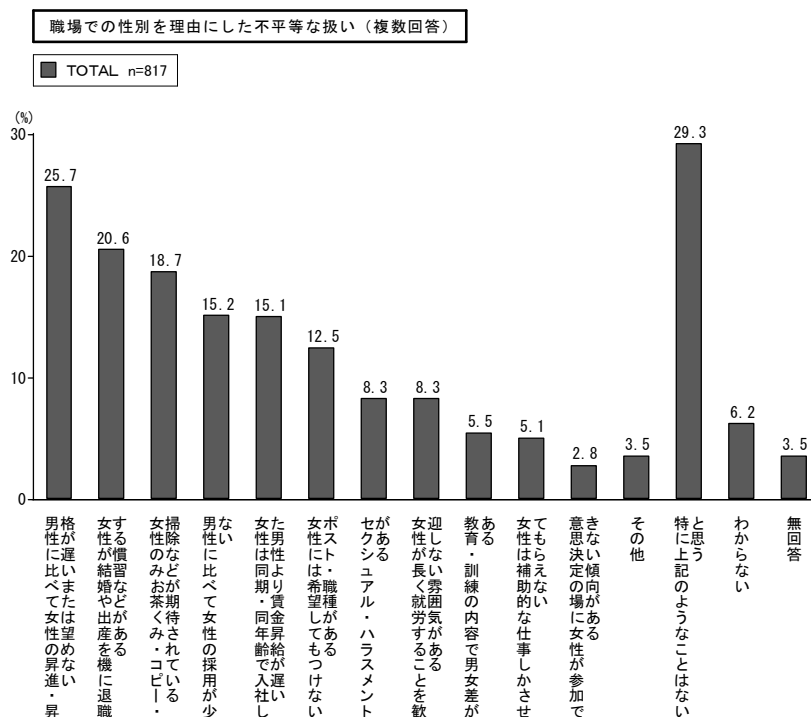
育児等で仕事を離れた女性の再就職を支援するなど、就労機会の拡大を図ります。また、労働関係法令などの周知や、労働相談の実施などを通じ、職場での男女差別等の課題解決を支援します。

働く場での男女平等参画促進のために男女の均等待遇の確保、女性の職域拡大・管理的立場への女性の参画に向けたポジティブ・アクションの推進を図り、意欲と能力のある女性の管理職登用を促進するしくみを推進します。また、女性農業者の経営参画や活動を支援します。

～施策～

- ①女性の就労機会の拡大
- ②職場における制度・慣行の見直し
- ③ポジティブ・アクションの推進
- ④女性農業者への支援

■職場での男女不平等の実態—女性の昇進・昇格は男性に比べて遅れていると感じている人が多い。



資料：男女平等市民意識調査（平成19年度）

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
女性の就労機 会の拡大	さまざまな関係機関と連携し、就労機会を拡大するための取り組みを行います。 また、働きたい女性のための保育付き講座を実施し、女性の就労を支援します。	無料職業紹介事業の充実	↗	産業振興課
		保育付き女性の就労準備講座の実施	↗	産業振興課
		保育付き再就職支援講習会等の実施	!	生活文化課
職場における 制度・慣行の見直し	都や商工会など関連機関と連携をとりながら、市内事業所に対し、事業所内における男女に不平等な制度や慣行の見直しを働きかけます。 また、働く人が気軽に相談できる機会の提供や、市内の実態把握に努めます。	市内企業・事業所への男女雇用機会均等法などの労働関係法令の啓発促進	↗	産業振興課
		苦情処理機関設置の検討(セクシュアル・ハラスメントに対する相談や申し立てを含む)〔⑫⑩にも掲載〕	→	生活文化課
		セクシュアル・ハラスメント等の訴訟費用の貸付制度導入の検討〔⑫にも掲載〕	→	生活文化課
		労働相談情報センター等と連携した労働相談の実施	↗	産業振興課
		市内企業に対する男女平等についての講演会等の開催	→	生活文化課 産業振興課
		市内企業の男女平等意識調査の実施	→	生活文化課 産業振興課
		市内事業者団体との連絡会の開催（男女共同参画に関する意見交換）	!	生活文化課
ポジティブ・ア クションの推 進	男女の均等待遇の確保、女性の職域拡大・管理的立場への女性の参画に向けた積極的な登用促進策が実施されるよう、啓発に努めます。	ポジティブ・アクション※の普及・啓発	→	生活文化課 産業振興課
		市内企業・事業所への労働関係法の啓発促進	↗	産業振興課
		市内企業に対する男女平等についての講演会等の開催	→	生活文化課 産業振興課
女性農業者へ の支援	家族の話し合いをベースとする家族経営協定の締結の促進を図ります。 女性農業者の交流機会の拡大を図り、組織の強化や新たな組織づくりを支援します。 また、女性農業者の農業技術の向上や、農産物加工による起業を支援します。	認定農業者の要件に家族経営協定の項目を入れるなど、環境の整備	!	産業振興課
		交流の場づくりと組織づくりの支援	→	産業振興課
		研修等への参加の促進と農産物加工の体制づくりの支援	→	産業振興課

区分：新規＝! 継続＝→ 拡充＝↗ **太字**は重点的な取り組み

ポジティブ・アクション

「ポジティブ・アクション」とは、固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に事実上生じている差がある時、それを解消しようと、企業が行う自主的かつ積極的な取組のことである。ポジティブ・アクションは、単に女性だからという理由だけで女性を「優遇」するためのものではなく、これまでの慣行や固定的な性別の役割分担意識などが原因で、女性は男性よりも能力を発揮しにくい環境に置かれている場合に、こうした状況を「是正」するための取組である。

7

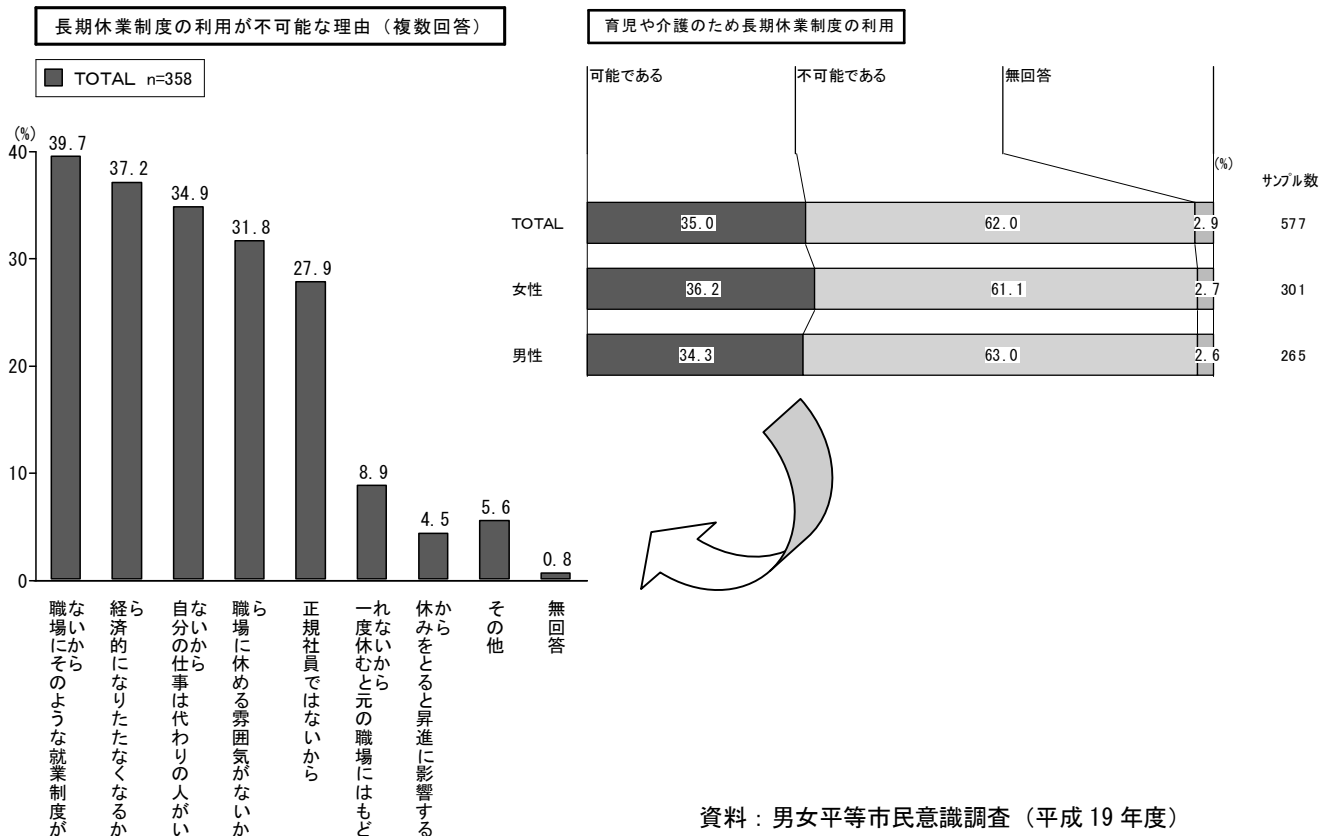
ワーク・ライフ・バランスの実現

男女ともに、人生のライフステージに仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などさまざまな活動について自らの希望するバランスをとりながら生活できるワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。個々人が望む生き方を自分自身で柔軟に選択し、仕事も生活もともに充実できるよう、国や都などの関係機関と連携して、育児・介護休業などの各種制度の周知や職場の雰囲気・環境の改善、労働時間の短縮に向け、事業者・市民への啓発を行います。

～施策～

- ①ワーク・ライフ・バランスの意義の普及・啓発
- ②労働時間短縮に向けた取り組み
- ③育児・介護休業の取得促進

■育児・介護休暇利用の実態—6割の人は利用できない。その理由は職場に制度がないことが一番。



施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
ワーク・ライフ・バランスの意義の普及・啓発	ワーク・ライフ・バランスの推進のための情報提供を図ります。	市民を対象とした、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたセミナーや情報提供	!	生活文化課
労働時間短縮に向けた取り組み	仕事と家庭・地域生活のバランスがとれるよう、国や都などの関係機関と連携して、企業や事業所に働きかけ、労働時間短縮を促進します。	企業・事業所を対象とした、労働時間短縮に向けた啓発誌の配布	↗	産業振興課 生活文化課
		市民を対象とした、労働時間短縮に向けた啓発誌の配布	→	生活文化課
育児・介護休業の取得促進	育児・介護休業法に関する企業・事業所の理解を深めるため、情報提供を行います。 また、先進的な取り組み事例を情報誌等で紹介するなど、制度整備や利用の利点を周知します。	企業・事業所を対象とした、育児・介護休業法周知のための啓発誌の配布	→	産業振興課 生活文化課
		市民を対象とした、育児・介護休業制度に関する啓発	→	生活文化課
		男性市職員の育児休業取得の啓発	↗	職員課

区分：新規＝! 継続＝→ 拡充＝↗ **太字**は重点的な取り組み

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

ワーク・ライフ・バランスとは、仕事もプライベートもともに充実させる生き方や働き方。ワーク・ライフ・バランスのライフとは、「仕事と家事育児」「仕事と趣味」「仕事と勉強」「仕事とボランティア」「仕事と地域活動」のバランスなど、仕事以外の日常ととらえる。生涯固定ではない柔軟な家庭内分業が豊かな家族をつくると考える。

8

多様な働き方を支援する環境の整備

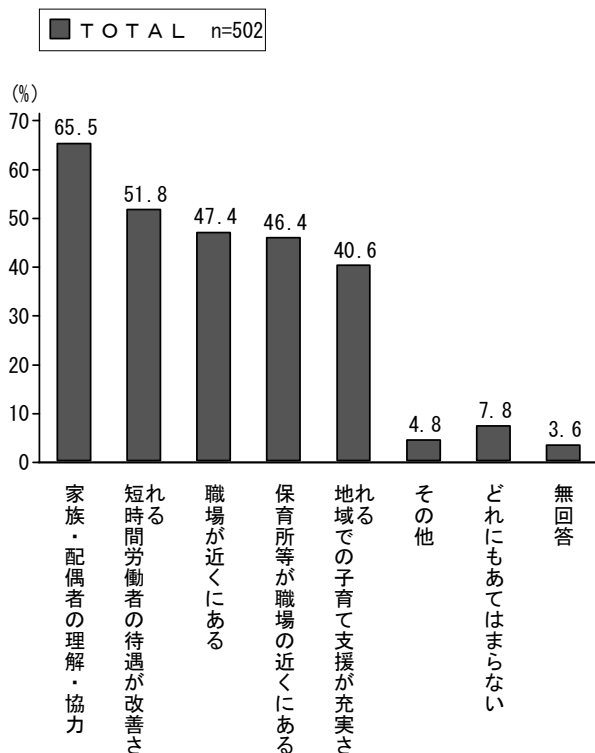
男女が多様な価値観やライフステージの変化などに応じて、柔軟な働き方を選択でき、その職務や働き方によって不利な状況にならないよう、労働に対する適正な処遇・労働条件の公正さが確保されることは重要な課題です。パートタイム労働や派遣労働・テレワーク（在宅ワーク）などの多様な働き方が広がっていますが、さまざまな就業形態の人々の利益や権利・事業者が守るべき指針・関係法令などについて事業者・市民に周知し、的確な情報提供を行います。また、起業（企業・NPO）を目指す女性に対して、知識や方策に対する情報提供、相談、学習機会の提供を行い、支援の充実を図ります。

～施策～

- ①均等待遇に基づく多様な働き方への支援
- ②女性の起業（企業・NPO）、自営業への支援

■女性の職業継続—短時間労働者の待遇が改善されれば、女性の職業継続が可能と考える人が多い。

就業継続型の女性の働き方の実現のために必要なこと



資料：男女平等市民意識調査（平成19年度）

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
均等待遇に基づく多様な働き方への支援	事業者や市民に対してパートタイム・派遣労働等の労働条件向上のための啓発を行います。	パートタイム労働法・労働者派遣法の普及啓発	↗	産業振興課 生活文化課
		パートタイム、アルバイト、派遣労働、テレワーク（在宅ワーク）等に関する情報提供	↗	産業振興課 生活文化課
女性の起業（企業・NPO）、自営業への支援	西東京創業支援・経営革新相談センター等と連携して、相談や講座の開催など、起業を支援する取り組みを行います。 起業に関する知識や手法に対する情報提供、相談、学習機会の提供を行い、支援の充実を図ります。	起業相談の実施	→	産業振興課
		起業（起業・SOHO 創業）情報の提供や講座の開催	↗	公民館 産業振興課
		NPO 法人、コミュニティビジネスなど起業に関する情報提供、相談、学習機会の提供	!	企画政策課

区分：新規= ! 継続=→ 拡充= ↗ **太字**は重点的な取り組み



“まちづくり”をすすめる男女平等



近年、私たちを取り巻く地域社会は、地方分権の進展や少子高齢化、団塊世代の大量退職などによって、大きく変化しており、そのことによって、さまざまな課題も抱えています。また、地域活動においては、職場から地域へ戻ってきた男女が能力や経験を地域で十分に生かせるよう、意識啓発やきっかけづくりが求められています。行政のみで、様々な課題に取り組んでいくことは困難な状況であり、西東京市では、市民参加条例や市民活動団体との協働の基本方針を策定し、情報公開と市民参画・協働機会の拡大に取り組み、多様な市民による市政運営を進めています。また、従来の地域活動では、女性の参加・参画が少なかった地域おこしや防犯・防災などにおいて、女性の参画が期待されており、それらを実現するための支援が求められています。

国では、2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%にするという目標を掲げ、政策・方針決定の場への女性の参画を積極的に推進しています。西東京市は、市議会議員に占める女性の割合や審議会委員の女性割合など、市政の方針決定を行う場面においての女性の参画は全国平均を上回っており、先進市ではありますが、その割合は3割程度であり、さらなる女性の活躍が期待されています。

男女平等参画社会を実現するためには、女性が単にさまざまな分野に参加するだけではなく、政策や方針決定の場に参画することが必要です。

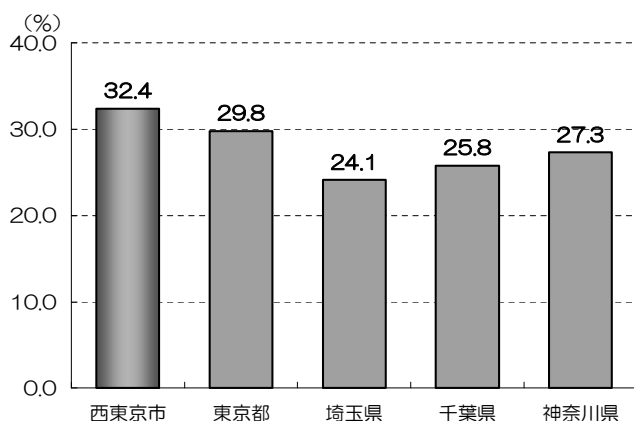
市の政策を検討する審議会や委員会等、これまで女性の参画が少なかった分野において、積極的に女性の登用をすすめていきます。

～施策～

- ①審議会・委員会等への女性の積極的登用
- ②人材に関する情報の収集と整備

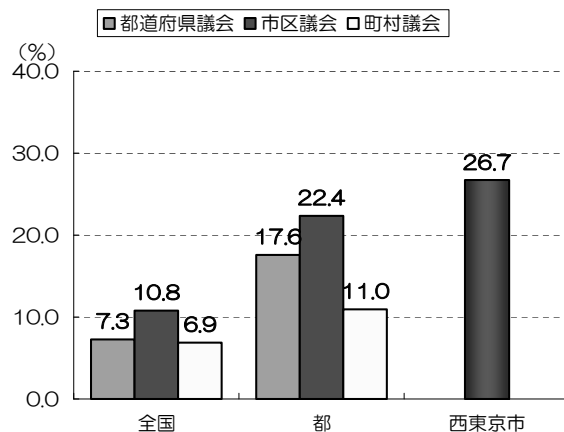
■比較的女性の参画がすすんでいる西東京市

西東京市及び一都三県の市区町村審議会等委員に占める女性の割合



資料：
一都三県：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成19年度）」市区町村編より作成
平成19年4月1日現在値
西東京市：平成19年4月1日現在値

地方議会における女性議員比率（全国・都・西東京市）



資料：
全国・都：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（平成19年9月）より作成
平成18年12月31日現在値 市議会には政令指定都市が含まれている。
西東京市：平成19年4月現在

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
審議会・委員会等への女性の積極的登用	審議会・委員会等において、女性委員が一人もいないことがないよう、また子育てなど特定のテーマにおいてのみ女性委員割合が向上することのないよう、委員登用状況を見直します。 また、全体での女性登用率が40%となることを目標とし、可能な限り公募により幅広い人材の確保に努めます。	登用状況の公開・見直し	↗	生活文化課 関係各課
		女性委員登用率の向上	↗	生活文化課 関係各課
		積極的な公募制度の活用	↗	企画政策課 関係各課
人材に関する情報の収集と整備	自薦・他薦も含め、多様な人材情報を収集・整備し、委員等の選任に際し活用します。	男女平等に関する市内の人材リストの整備	↗	生活文化課
		リーダー養成講座の実施〔⑩にも掲載〕	→	生活文化課

区分：新規= ！ 継続=→ 拡充= ↗ **太字**は重点的な取り組み

西東京市における地域活動を活性化していくためには、女性も男性も多くの方がまちづくりや地域活動に参加・協働し、積極的な助け合いが進むことが必要です。

市では、地域のなかで活動への参加・参画を阻害するような要因をできるだけ取り除き、市民の地域活動への積極的な参加を促進します。

～施策～

- ①地域活動の意思決定場面への女性の参画推進
- ②地域活動等への男性の参加拡大
- ③男女平等参画の視点での市民活動団体との協働
- ④国際理解・国際交流の推進
- ⑤活動しやすい環境の整備

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
地域活動の意思決定場面への女性の参画推進	地域でリーダーとして活躍する女性が増えるよう、各地で開催されるリーダー養成講座などの情報を市民に向け提供します。	人材育成のための情報提供	→	生活文化課
		リーダー養成講座の実施〔⑨にも再掲〕	→	生活文化課
地域活動等への男性の参加拡大	パンフレット等や広報誌を作成・配布し、地域活動等への男性の参加を促します。 また、活動時間などを工夫し、男女双方が参加しやすい環境を整備します。	男性向けのきめこまかい意識啓発	→	生活文化課
		男性の参加を促す活動の充実 ・地域活動への参加支援（青少年育成会等） ・ボランティア活動への参加支援（福祉や介護への支援活動）等	↗	児童青少年課 生活福祉課 関係各課
男女平等参画の視点での市民活動団体との協働	これからの市政には市民活動団体との協働は不可欠で積極的な取り組みが期待されています。団塊世代の大量退職も踏まえ、市民活動団体との協働は男女平等参画をすすめる視点で行います。	市民活動団体への男女平等学習の啓発	！	生活文化課
		市民活動団体の女性リーダー比率の向上の啓発	！	生活文化課
		男女平等参画の視点を持った市民活動団体との協働を進め、その活動を評価できるシステムの検討	！	生活文化課
国際理解・国際交流の推進	外国人と日本人との相互理解の促進を図り「地球市民」としての意識をもてるよう取り組みをすすめます。 また外国籍市民が不安のない、快適な生活を送れるよう、外国語による情報発信ができる体制づくりをすすめていきます。	地球市民意識の醸成と外国籍市民への支援 ・国際交流等行事 ・外国人の日本語習得支援 ・外国語による情報提供 ・災害時の外国籍住民への多言語による情報提供のための取り組み等	↗	生活文化課 関係各課
活動しやすい環境の整備	平日夜間や土日などに利用しやすい施設運営を検討します。犯罪防止に配慮し、かつ、さまざまな人にとって歩きやすい道路や公園の整備、男女ともに子ども連れで入れるトイレの整備など、施設の整備をすすめます。 また、災害時の避難場所等現場での男女平等参画をすすめます。	公共施設の利用時間帯の見直し検討	→	関係各課
		道路・公園・公衆トイレの整備	↗	道路建設課 みどり公園課 関係各課
		街路灯の整備	↗	道路管理課
		公共施設における多目的トイレの設置促進	↗	関係各課
		災害における避難場所等現場で女性リーダーを活かすなどの男女平等参画の推進	！	危機管理室 関係各課

区分：新規＝ ！ 継続＝→ 拡充＝↗ **太字**は重点的な取り組み



“人権”を守る男女平等



近年、性犯罪、DV（ドメスティック・バイオレンス）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等は重大な人権侵害であるという認識が深まり、それらに対する相談は増加傾向にあります。配偶者暴力防止法が再改正され、保護命令の対象として身体的暴力だけでなく脅迫行為も追加され、被害者対策も進みつつありますが、相談体制の充実とともに、各種関係機関の連携が重要とされています。

被害者が自身の尊厳を取り戻し、自立した生活を送れるようにするためには、精神的ケアや就業支援など様々な支援も必要となります。また、若年者間においても親密な関係におけるDV被害が多い実態が明らかになるなど、新たな課題も出てきており、DVに関する啓発を一層深めていくことが必要です。

暴力をめぐる問題の他にも、的確な医療が受けられる環境づくりや「生涯にわたって自分のからだや性に関することを自分で決める権利」にもとづく意思決定が男女ともに行える環境づくりが求められています。

その他にも、ひとり親家庭や障害のある人、外国籍の人など、社会的に困難を抱えやすい人々への支援が行われ、誰もが人権を保障され、いきいきと暮らすことのできる社会をめざしていく必要があります。

職場や家庭、地域等において生じる問題について、市民が気軽に相談できる体制が求められています。それら市民が感じる悩みの中には、さまざまな男女の不平等から生じる問題も多くあり、各種相談を受ける際の視点としてジェンダー問題への理解が必要です。

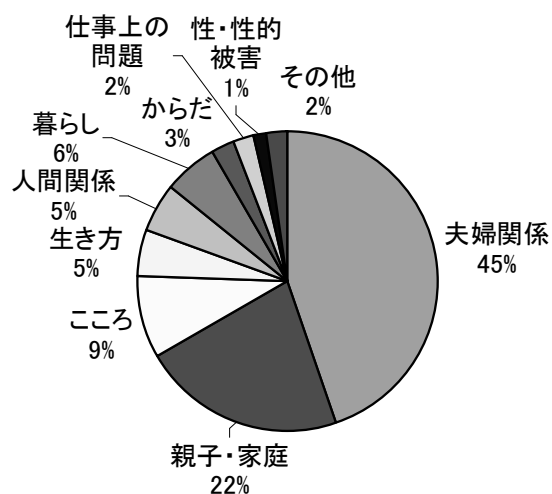
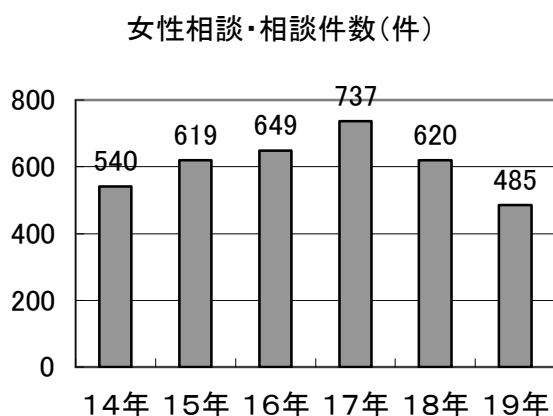
相談に応じる相談員の資質向上や、各種相談や関連機関との連携をとるなど、相談者の立場にたった相談体制の充実を図ります。

～施策～

- ①相談の充実
- ②相談員の資質の向上
- ③各種相談や関連機関との連携

- (右図)西東京市女性相談・相談内容内訳(平成19年度)
- (左図)西東京市女性相談・相談件数の推移(平成14～19年度)

女性相談・相談内容の内訳
(平成19年度)



(生活文化課 調べ)

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
相談の充実	男女平等の視点にたち、日々の暮らしの中での自分自身のこと、夫（妻）や子ども・親のこと、職場の人間関係などでの悩みや、心・健康・からだのこと、家庭内暴力・DVの問題などを、相談者とともに解決の糸口を見出していく相談事業をすすめます。	女性相談の充実〔⑮にも掲載〕	↗	生活文化課
		対象者ごとのきめ細かい相談の充実 ・市民相談 ・子ども家庭相談 ・母子相談 ・教育相談 等	↗	関係各課
		相談を周知するパンフレットの作成・配布	↗	関係各課
		男性相談のあり方の検討〔⑮にも掲載〕	!	生活文化課
相談員の資質の向上	東京都等で実施する研修情報を相談員へ提供し、受講をすすめます。また、相談対応を第三者により評価し、質の向上に努めます。今後は、外国語による相談対応について検討を行います。	研修に関する情報提供	→	生活文化課 関係各課
		スーパーバイズ※の実施	→	生活文化課
		外国語（英語・韓国語等）での対応についての検討	→	生活文化課 関係各課
各種相談や関連機関との連携	相談後の支援などがスムーズに行われるよう、相談窓口をもつ関係各課や保健所などの関係者による連絡会を開催します。また、家庭内暴力・DV・虐待等の早期発見・対応のため、警察、病院、民生・児童委員等との連携を図ります。	相談担当者連絡会の開催	↗	関係各課
		各種関連機関・専門家との連携強化 ・保健所 ・病院 ・警察 ・児童相談所 ・民間シェルター※ ・NPO ・法律家 等	↗	生活文化課 関係各課

区分：新規＝！ 継続＝→ 拡充＝↗ **太字**は重点的な取り組み

スーパーバイズ

相談員が、相談者の訴えを明確に把握し、的確な対応をしているかどうかを、専門性をもった第三者の目を通して検討し、相談員の援助をする取り組み。

シェルター

DVの被害にあっている人が、緊急一時的に避難する宿泊のできる施設のことをシェルターという。宿泊場所を加害者に知られないようにする必要がある。近年、多摩地域で民間での設立・運営がすすめられている。

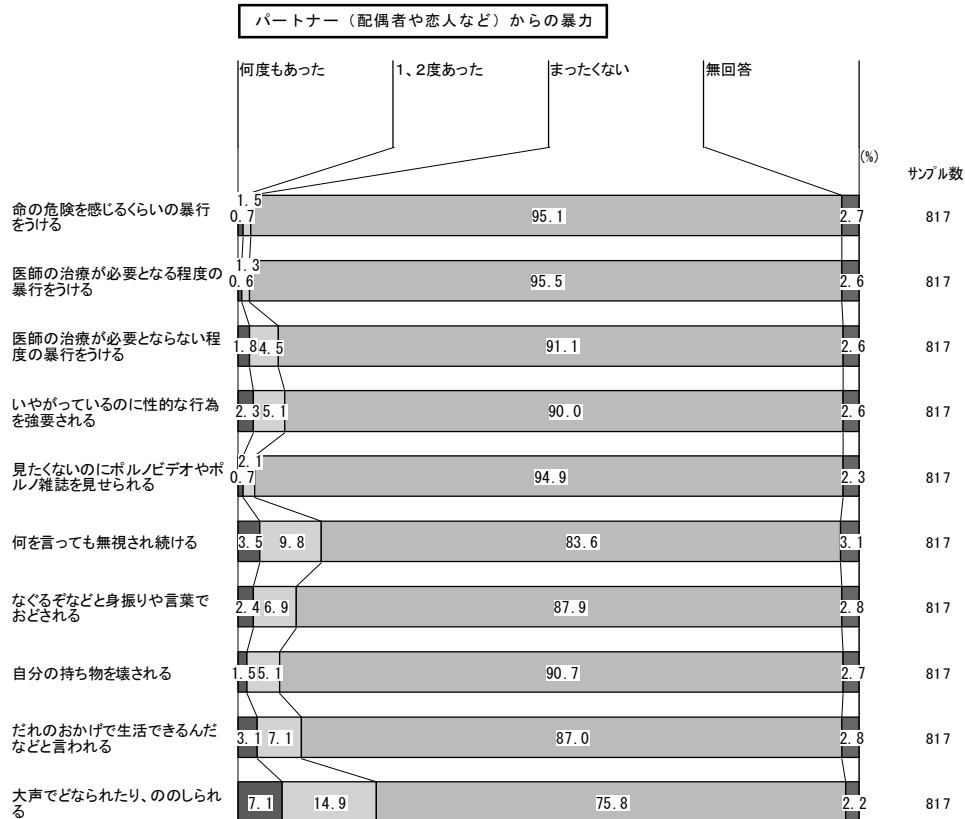
暴力の被害を受けている女性が人権を回復するために必要な支援をうけられるよう、専門性をもった相談員が相談にあたったり、支援機関についての情報を提供するなどの取り組みをすすめていきます。

また暴力を起こさせないためにも、女性に対するさまざまな暴力はいずれも人権を脅かす行為であり、公的な関係・私的な関係を問わず許されないものであるという認識を、広めていきます。

～施策～

- ①ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援
- ②セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等への適切な対応

■西東京市におけるDV被害の実態—2.2%の人は命の危険を感じるほどの暴力を受けた経験がある。



資料：男女平等市民意識調査（平成19年度）

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援	配偶者や恋人等親密な関係にある男女間の暴力であるDVについて、理解を広めるための講演会・学習会等を開催します。 また、被害にあった女性が、的確な対応を受けられるよう、専門性をもった相談員を配置したり、緊急に一時避難できる場所の確保に努めます。	DVに関する講座や講演会の開催	↗	生活文化課
		デートDVについての啓発	!	生活文化課
		警察・病院等との連携	↗	生活文化課
		民間シェルターへの運営費の補助	→	生活文化課
		緊急一時保護宿泊費等の支援	→	生活文化課
		緊急一時保護事業	→	生活文化課
		被害女性の自立のための支援	↗	生活文化課 生活福祉課
		配偶者暴力防止対策基本計画策定の検討	!	生活文化課
セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等への適切な対応	人権を侵害するセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力などの被害防止に向けて、啓発や相談体制の充実を図ります。 また、警察・東京都などの関連機関との連携を目指します。	暴力の防止に関する市職員・教員への啓発・研修	→	職員課 教育指導課 生活文化課
		教育相談・スクールカウンセラーなどによる相談窓口の充実	→	教育指導課
		苦情処理機関設置の検討(セクシュアル・ハラスメントに対する相談や申し立てを含む)〔⑥⑬にも掲載〕	→	生活文化課
		セクシュアル・ハラスメント等の訴訟費用の貸付制度導入の検討〔⑥にも掲載〕	→	生活文化課
		市内事業所への意識啓発	↗	産業振興課 生活文化課
		緊急一時保護宿泊費等の支援	→	生活文化課

区分：新規＝！ 継続＝→ 拡充＝↗ **太字**は重点的な取り組み

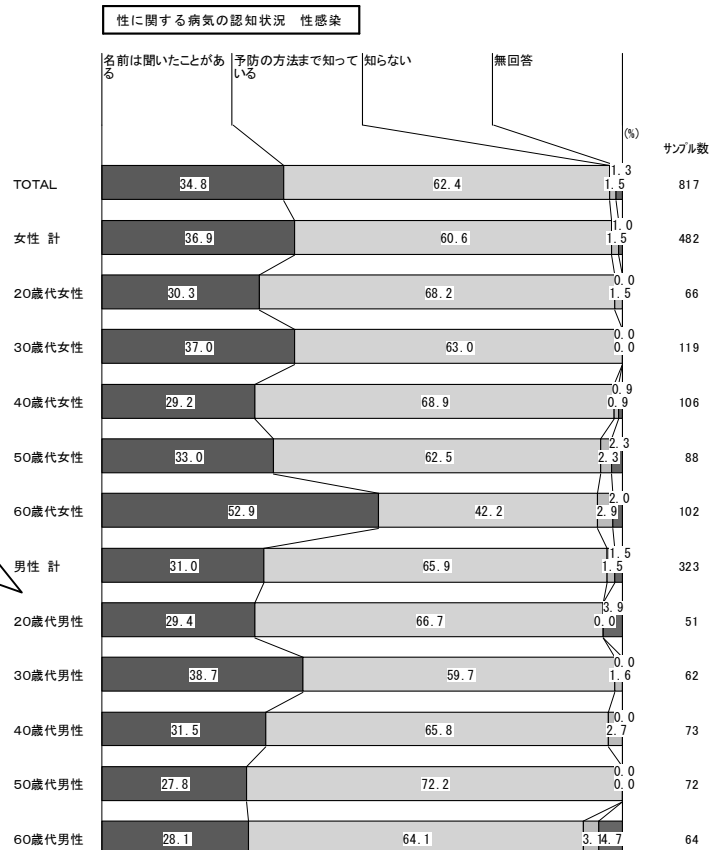
生涯を通じて健康な生活を送ることができるように、女性も男性もそれぞれのからだについて十分理解し、自分の健康についての自己決定という人権尊重と、自分と自分以外の人を大切にできる意識をもつことが必要です。

また、女性は、妊娠や出産をする可能性があり、男性とは異なった健康上の問題に直面します。市では、生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、性や生殖をめぐる健康上の問題に対しての情報提供や支援を行います。

～施策～

- ①からだと性に関する正確な情報の提供
- ②女性専門医療の充実に向けた取り組み

■西東京市における性感染症に関する認知の実態



20歳代男性の3割、
30歳代男性の4割
は、性感染症の予防
法を知らない。

資料：男女平等市民意識調査（平成19年度）

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
からだと性に関する正確な情報の提供	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念が社会に根づくよう、多様な機会を通じて情報の提供を行います。また、幼児期・思春期から成人期にいたるまで、発達に応じて、性に関する正しい知識を身に付けられるよう努めます。	発達に応じた性教育の充実 〔②にも掲載〕	↗	教育指導課 生活文化課
		性と生殖に関する情報の提供	↗	子ども家庭支援センター 生活文化課 子育て支援課
		性感染症予防に関する情報提供	↗	健康年金課
女性専門医療の充実に向けた取り組み	女性特有のからだの不調や悩みを聞いてもらえる医療機関が身近なものとなるよう、情報の提供を行います。また、女性にとって妊娠・出産の安全性と快適さを確保するための周産期医療の情報提供に努めます。	女性専門外来に関する情報提供	→	健康年金課 生活文化課
		女性専門外来設置に向けた医療機関への働きかけ	→	健康年金課 生活文化課
		子宮がん、乳がん、骨粗しょう病および啓発に症などの予防と検査の充実	↗	健康年金課
		周産期医療サービスに関する情報提供	!	子ども家庭支援センター

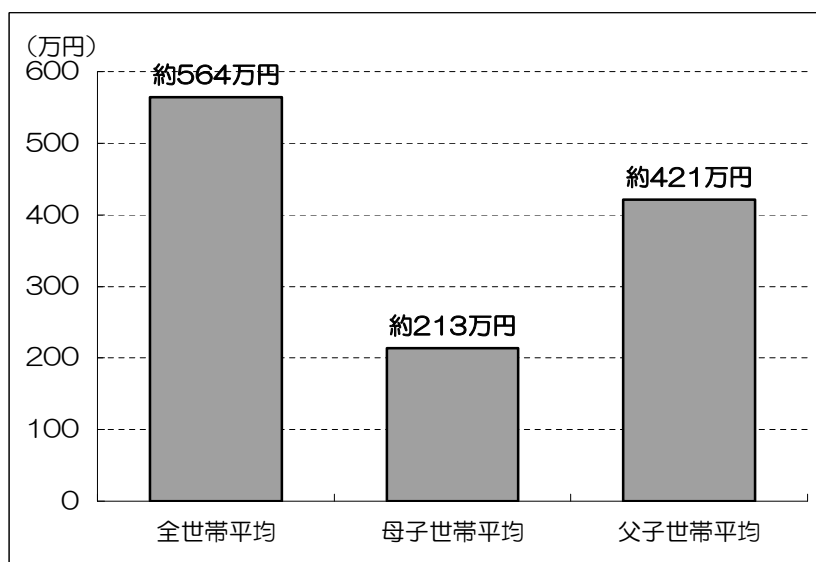
区分：新規= ! 継続=→ 拡充= ↗ **太字**は重点的な取り組み

ひとり親の多くは、子育てと家計の維持を一人で担っています。しかも家事・育児と仕事の両立が難しいため、社会的支援を必要とする場合があります。とりわけ女性は就労について、男性より不利な状況が続いています。その他、高齢者や障がいのある人、その家族など、さまざまな困難を抱える市民に対して支援していきます。

～施策～

- ① ひとり親家庭への支援
- ② 高齢者への生活支援
- ③ 障がいのある人への支援

■母子世帯の収入実態(平成17年)— 母子世帯の年間平均収入額は全世帯平均の4割程度。



※1 ここで言う「収入額」とは、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保険給付金、就労収入(手取り)、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代など全ての収入の額をさす。

資料：厚生労働省「全国母子世帯等調査結果の概要(平成16年度)」より作成

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
ひとり親家庭への支援	いろいろな責任を一人で負うために重くなり、がちな負担を軽減するよう、支援を行います。	ホームヘルパーの派遣	→	子育て支援課
		相談窓口の充実	↗	子育て支援課 生活福祉課
		ひとり親家庭就労相談	→	産業振興課
		就労援助と雇用促進	↗	子育て支援課 産業振興課
		母子家庭の母への就労支援	!	子育て支援課
		ショートステイ・トワイライトステイ※サービスの検討	↗	子ども家庭支援センター
		一時保育の実施	↗	保育課
高齢者への生活支援	ひとり暮らしの高齢者が差別されることなく、住み慣れた地域で暮らすことができるよう支援を行います。建替え時など住宅の確保が困難な場合など、安心・安全な暮らしを支援します。	高齢者住宅の提供	→	都市計画課
		相談窓口の充実	!	高齢者支援課
		相互協力体制の整備	!	危機管理室
障がいのある人への支援	障がいのある人が差別されることなく、住み慣れた地域で暮らすことができるよう支援を行います。	西東京市障害者基本計画における具体的施策の実施	↗	障害福祉課 関係各課

区分：新規＝！ 継続＝→ 拡充＝↗ **太字**は重点的な取り組み

トワイライトステイ

残業等で保護者の帰宅が遅い場合、児童福祉施設等で夜 10 時ごろまで預かるサービス。



計画を着実にすすめる推進体制



「男女平等参画社会」の実現には、市民・団体・事業者・行政の連携・協働によって取り組みを進めていく必要があります。

平成 20 年 4 月、住吉会館 ルピナス内に、子ども総合支援センター、住吉老人福祉センターとともに男女平等推進センター パリテが開館しました。男女平等参画を進める拠点として、相談・学習・情報・交流機能を充実するとともに、市民が主体的に地域の課題解決に参画できるような、センター機能が求められています。

行政においては、男女平等参画の視点があらゆる施策に求められることや、関係機関の連携なくしては課題解決が難しいことなどから、全庁的な取り組みとなるよう環境づくりをすすめていくことが必要です。

さらに、計画の実効性を高めていくために、地域の実情や市民ニーズに対応できる体制づくりや定期的な計画の評価・見直しを行っていくことが重要です。

性差別のない、男女平等参画社会の実現をめざすためには、市民と行政の協働のもと、あらゆる市民が満足感や達成感、充実感をもって学習や活動を行える拠点が必要です。
人権尊重の理念を深く社会に根付かせ、男女平等推進センターの充実をすすめます。

～施策～

- ① 女性相談の充実
- ② 学習機会の提供の充実
- ③ 情報機能の充実
- ④ 交流とネットワークの促進の支援

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
女性相談の充実	男女平等の視点にたち、日々の暮らしの中での自分自身のこと、夫や子どもや親のこと、職場や学校での人間関係での悩みや、心・からだやDVの問題などの解決の糸口を相談者とともに見出していく女性相談の充実をすすめます。	女性相談の充実〔⑪にも掲載〕	↗	生活文化課
		男性相談のあり方の検討〔⑪にも掲載〕	!	生活文化課
学習機会の提供の充実	講座・講演等学習機会の提供の充実とセンター通信の発行を体系的、計画的に実施し、地域での男女平等参画意識の促進を図ります。	講座・講演会等の開催	→	生活文化課
		センター通信の発行	!	生活文化課
情報機能の充実	男女平等参画の意識啓発と女性の地位向上を進めるため、内外の情報機能（収集・整理・提供）の充実を図ります。また、男女平等情報誌の全戸配布を目指します。	男女平等情報誌の発行	↗	生活文化課
		センターHPの機能の充実	!	生活文化課
		図書資料の充実	!	生活文化課
交流とネットワークの促進の支援	市民・団体・NPOとの交流とネットワークの促進・支援を行い、男女平等の意識を地域に根付かせます。また、センター利用者の意見を反映させ、拠点施設としての機能を充実させます。	市民・団体・NPOとの交流促進	!	生活文化課
		市民・団体・NPOのネットワークづくり	!	生活文化課
		利用者懇談会の開催	!	生活文化課

区分：新規= ! 継続=→ 拡充= ↗ **太字**は重点的な取り組み

計画をより着実に実施していくためには、関係各部課の連携が必須であり、組織横断的な推進体制や担当部署の調整機能の強化が不可欠です。また、推進の拠点となるセンターや計画の推進を法的に裏付ける条例のあり方について検討を行い、行政だけではなく、市民、事業者、市が連携し協働していくことが重要です。

～施策～

- ①横断的推進組織の確立
- ②男女平等参画担当部署の調整機能強化
- ③国・都・NPO 等関係機関との連携促進
- ④男女平等推進条例の検討
- ⑤苦情処理機関設置の検討

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
横断的推進組織の確立	全庁あげての推進を図るため、男女平等参画推進委員会を継続・発展させ、副市長を長とし、各部の部長を構成員とする横断的推進組織で検討していきます。	庁内推進委員会の定期的開催	→	生活文化課
男女平等参画担当部署の調整機能強化	各部署にかかわる男女平等参画施策を推進・調整するため、担当部署の調整機能を一層強化していきます。	調整機能の充実	↗	生活文化課 関係各課
国・都・NPO等関係機関との連携促進	法整備や規制など、一自治体では取り組みが困難な施策については、市区町村や関連機関と連携し、国や都に働きかけをしていきます。	関係機関との交流・連携	→	生活文化課
男女平等推進条例の検討	男女平等参画社会の実現に向けて施策を積極的に展開していくために、そのよりどころとなる条例の検討を行います。	条例設置検討委員会の設置	!	生活文化課
苦情処理機関設置の検討	男女平等参画社会の形成を阻害する人権侵害などの相談に、適切・迅速に対応するための窓口や、第三者機関も視野に入れた苦情処理委員会など、苦情処理機関設置の検討をすすめます。 なお、設置にあたっては、男女平等推進条例に位置付けます。	苦情処理機関設置検討委員会の設置の検討	!	生活文化課

区分：新規= ! 継続=→ 拡充= ↗ **太字**は重点的な取り組み

男女平等参画にかかわる各種の施策をすすめていくにあたっては、市職員一人ひとりが男女平等の意識をもち、実践することが重要です。

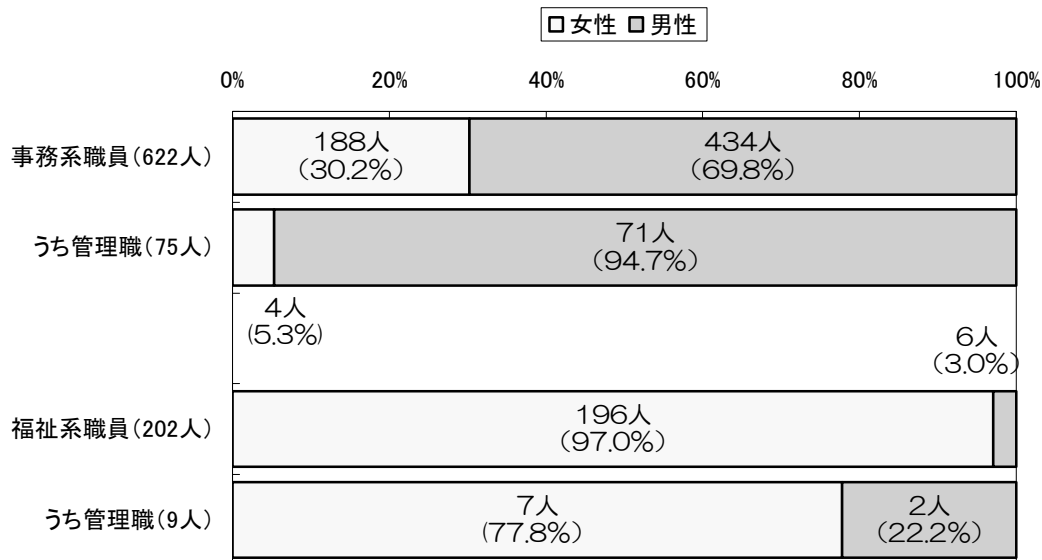
また、市役所は市内の一事業所として、市内企業の模範となるよう取り組む必要があります。職員が十分にその能力を発揮するよう、人材の育成や環境の整備に努めるとともに、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に目指し管理的立場への参画を促します。

～施策～

- ①職員の男女平等に関する理解促進
- ②市発行物における男女平等の徹底
- ③管理的立場における女性職員の参画促進

■1割に満たない事務系女性管理職 — 職員全体での男女別構成比を下回る。

市職員における男女構成比と管理職男女割合



西東京市：平成20年4月現在

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
職員の男女平等に関する理解促進	男女平等に関する職員意識・実態調査を行い、実態の把握に努めるとともに、職員の旧姓使用や男女平等に関する職員研修、庁内掲示板等の活用による情報発信などを行い、理解の促進を図ります。	庁内のワーク・ライフ・バランスの推進	！	生活文化課 職員課
		職員の意識実態調査の実施の継続	→	生活文化課
		職員の旧姓使用の実施	！	職員課
		職員研修の定期的実施	→	職員課 生活文化課
		市独自の職員研修開催の検討	！	生活文化課
市発行物における男女平等の徹底	市報や各課で作成する情報誌・ポスター等における表現において、男女平等の視点が徹底されるよう、ガイドラインを作成・配布します。	ガイドラインの早急な作成	！	生活文化課 秘書広報課
管理的立場における女性職員の参画促進および女性職域の拡大	経験や能力の向上をめざした研修を実施し、管理的立場にふさわしい人材の育成と職域の拡大に努めます。 また、意欲をもって女性職員が積極的に管理職試験を受験するよう環境を整えます。	管理職試験の受験に向けた環境整備	→	職員課 生活文化課
		管理的立場における女性職員の積極的登用	→	職員課 生活文化課

区分：新規＝ ！ 継続＝→ 拡充＝↗ **太字**は重点的な取り組み

策定した計画が市民ニーズを反映しながら、着実に実行されているかを把握するために、計画で定めた目標に対する進捗状況进行评估することが必要です。

また、社会環境の変化に応じた見直しや改善が図られるよう、市民の声を反映させるためのしくみをつくる必要があります。

～施策～

①市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理	より積極的な取り組みをすすめるために、恒常的な市民参画の組織である西東京市男女平等参画推進委員会を充実させ、毎年の各事業の進捗状況を評価し、提言を行います。 また、定期的に広くより多くの市民の声を聞く場をもつよう努めます。	男女平等参画推進委員会の開催	→	生活文化課
		担当課事業評価を毎年度実施	→	生活文化課

区分：新規= ！ 継続=→ 拡充= ↗ **太字**は重点的な取り組み